京都市告示第２３５号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき，国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し，併せて，同令第10条第２項の規定に基づき，当該道路の通行方法を下記のとおり定めます。

令和　２年　７月１５日

京都市長　門　川　大　作

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区　　間
京都府道梅津東山七条線	京都府京都市下京区観喜寺町３番地の６から京都府京都市下京区醒ケ井通北小路下る花園町 71 番地まで
京都市道久世橋通	京都府京都市南区吉祥院観音堂町43番地から京都府京都市南区吉祥院石原京道町１番地の１まで
京都市道吉祥院経31号線	京都府京都市南区吉祥院観音堂南町３番地の１から京都府京都市南区吉祥院観音堂南町１番地の10まで
京都市道吉祥院経67号線	京都府京都市南区吉祥院長田町１番地から京都府京都市南区吉祥院石原東之口21番地の２まで

２　指定する期日　　令和　２年　７月１５日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

（１）交差点における左折又は右折に当たっての誘導

ア　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは，他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を

生じさせないよう，当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
京都市道吉祥院経31号線	京都府京都市南区吉祥院観音堂南町	京都市道久世橋通

イ　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは，他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう，当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
京都市道久世橋通	京都府京都市南区吉祥院観音堂南町	京都市道吉祥院経31号線

（建設局土木管理部道路明示課）